

南魚沼土地改良区定款

南魚沼土地改良区定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、南魚沼土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、新潟県農計第305号である。

(地 区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市町村名	大 字 名	地 域
南魚沼市	中子新田甲、中子新田乙、大木六新田、小木六、大里、小杉新田、中野、八竜新田、大木六、吉山新田、徳田新田、仙石、舞子、万条新田、丸池新田、五郎丸、姥島新田、小松沢、滝谷、一之沢、雲洞、枝吉、三郎丸、早川、長崎、姥沢新田、台上、清水、塩沢、目来田、中、樺野沢新田、樺野沢、天野沢、泉盛寺、栃窪、吉里、思川、片田、竹俣、竹俣新田、島新田、上十日町、石打、関、上野、宮野下、上一日市、下一日市、君沢、大沢、南田中、余川、美佐島、川窪、欠之上、北田中、四十日、宇津野新田、青木新田、大杉新田、寺尾、奥、五日町、野田、泉、六日町、小栗山、八幡、東泉田、坂戸、君帰、西泉田、大月、一村尾、九日町、今町、名木沢、城山新田	一円の田畑

(事 業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより次に掲げる土地改良事業を行う。

(1) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全及び利用上必要な施設の維持管理。

ア 県営塩沢地区かんがい排水事業により造成された魚野川、串川、登川及び小松沢川

より引水する用水施設並びに魚野川に排水する施設、その他地区内及び地区に接する河川から引水する施設並びに排水する施設の維持管理。

イ 別表 7 に掲げる地域のかんがい排水施設の維持管理。

ウ 別表 8 に掲げる地域のかんがい施設及び排水施設の維持管理。

エ 魚野川、四十日川、久瀬川、古川、寺沢川、吹木沢川、庄之又川から引水するかんがい排水施設の維持管理。

オ 地区全域の農業用道路の維持管理。（ただし、第 2 選挙区域については、県営塩沢西山地区ほ場整備事業及び樺野沢沖地区ほ場整備事業施行地域とする。）

(2) 次に掲げる地区のかんがい排水事業

馬場山 2 期地区、大巻藪神第 2 地区、寺尾五日町地区、蕪甲水系地区、蕪甲ポンプ地区、枳窪峠下地区、大巻藪神第 3 地区、原柄沢地区、小松沢地区、蕪甲第 2 ポンプ 2 期地区、古川地区、西泉田地区、五日町地区、蕪甲地区、西泉田用水地区、野田地区、西泉田用水第 2 地区、蕪甲第 1 ポンプ第 2 地区、西泉田 2 期地区、蕪甲宮野下地区、台上地区、大巻藪神地区、一之沢地区、万条東地区、八竜堰地区、金清坊地区

(3) 次に掲げる地区の農道整備事業

西山 2 号線地区

(4) 次に掲げる地区の農業基盤整備事業

①かんがい排水 寺尾地区

(5) 次に掲げる地区の水利施設管理強化事業（一般型）

六日町地区

(6) 次に掲げる地区の土地改良事業計画策定のための事業地区調査設計事業

①かんがい排水事業 八竜堰地区

(7) 次に掲げる地区の農業基盤整備促進事業

吉前第 3 地区

(8) 次に掲げる地区の地域農業水利施設ストックマネジメント事業

天野沢 2 号ポンプ地区、天野沢 3 号ポンプ地区

- 2 この土地改良区は、前項のほか、農業集落排水施設整備事業の計画、情報通信環境整備事業の計画及び連携管理保全計画の定めるところにより、次に掲げる事業を行う。
- (1) 農業集落排水施設整備事業
 - (2) 情報通信環境整備事業
 - (3) 連携管理保全事業
- 3 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲で当該施設を他の目的に使用させることができる。
- 4 この土地改良区は、県営塩沢地区かんがい排水事業、県営塩沢地区圃場整備事業、県営塩沢地区総合農地開発事業、県営五十嵐地区かんがい排水事業、県営塩沢西山地区ほ場整備事業、県営上一日市地区農業用河川工作物応急対策事業、県営塩沢北部地区ほ場整備事業、県営塩沢一日市地区経営体育成基盤整備事業、国営六日町開拓土地改良事業、県営六日町地区かんがい排水事業、県営大巻藪神地区かんがい排水事業、県営天野沢地区かんがい排水事業、県営小栗山地区ため池等整備事業、県営寺尾地区ため池等整備事業、県営余川地区ため池等整備事業、県営美佐島地区ため池等整備事業、県営宇津野新田地区ため池等整備事業、県営青木新田地区ため池等整備事業、県営奥地区ため池等整備事業、県営五日町地区ため池等整備事業、県営天野沢地区ため池等整備事業、県営塩沢地区ため池等整備事業、県営一の坂地区ため池等整備事業、県営六日町第1地区ため池等整備事業、県営藪神地区ほ場整備事業、県営六日町地区基幹水利施設補修事業、県営六日町第2地区ため池等整備事業、県営大巻・藪神地区基幹水利施設ストックマネジメント事業、県営天野沢第1地区基幹水利施設ストックマネジメント事業、県営大月地区経営体育成基盤整備事業、県営姥島地区かんがい排水事業、市営外谷地区災害関連区画整備事業、市営吉里地区災害関連区画整備事業、市営思川地区災害関連区画整備事業、県営城之入川地区経営体育成基盤整備事業、県営新外谷地区農地環境整備事業、県営泉盛寺開田地区農地環境整備事業、県営天野沢地区かんがい排水事業「集積型」、県営吉里地区経営体育成基盤整備事業、県営中之島第1地区かんがい排水事業、県営上田第1地区かんがい排水事業、県営西部幹線小栗山地区ため池等整備事業によって造成された施設を管理委託又は譲与された場合は、これを受託し又は譲りうける。

- 5 この土地改良区は、国営及び県営土地改良事業の測量、調査、設計又は業務を委託される場合は、これを受託することができる。
- 6 この土地改良区は、第1項第1号アの事業に付帯して小水力等農業水利利活用促進事業（低コスト発電実証事業）及び同事業によって造成された小水力発電施設の管理を行う。
- 7 この土地改良区は、第1項第1号に付帯して、その事業に支障のない範囲内で多面的機能支払い事業に係る管内の広域活動組織に参画しその活動を行う。
- 8 この土地改良区は、第1項第1号及び前項の事業を行うに当たり、当該広域活動組織からその事務を委託される場合はこれを受託する。
- 9 この土地改良区は、農地中間管理機構から委託を受けた場合はその事業を行う。

（事務所の所在地）

第5条 この土地改良区の事務所は、南魚沼市六日町949番地6に置く。

（公告の方法）

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

2 前項の公示内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し、または新潟日報に掲載するものとする。

第2章 会 議

（総代会）

第7条 この土地改良区の総会に代わるべき総代会を設ける。

（総代の定数及び選挙区）

第8条 総代の定数は70人とする。

選挙区	選挙区域	総代数
第1	南魚沼市 中子新田甲、中子新田乙、大木六新田、中野、五郎丸、徳田新田、舞子、丸池新田、万条新田、姥島新田、上一日市（別表9に掲げる地域）、関（別表9に掲げる地域）、石打（2443番地、2445番地、2449番地）、大里、小木六、八竜新田、上十日町（715番地2、719番地、721番地、723番地2、724番地1、724番地2）、小杉新田、大木六、吉山新田、仙石、小松沢、滝谷、一之沢、台上、清水、姥沢新田、長崎、枝吉、早川、雲洞（第3選挙区に属する地域を除く）、三郎丸（第3区選挙区に属する地域を除く）、大月（142番地6）	25人
第2	南魚沼市 塩沢、中、目来田、樺野沢、樺野沢新田、天野沢、泉盛寺、栃窪、吉里、思川（第3選挙区に属する地域を除く）、片田、竹俣、竹俣新田、島新田、上十日町（第1選挙区に属する地域を除く）、西泉田（1141番地、1143番地、1154番地、1155番地）、石打（第1選挙区に属する地域を除く）、関（第1選挙区に属する地域を除く）、上野、宮野下、上一日市（第1選挙区に属する地域を除く）、下一日市、君沢、大沢、南田中	21人
第3	南魚沼市 余川、美佐島、欠之上、川窪、小栗山、六日町、坂戸、東泉田、八幡、君帰、西泉田（第2選挙区に属する地域を除く）、大月（第1選挙区に属する地域を除く）、雲洞（別表9に掲げる地域）、三郎丸（997番地1～3、998番地1、1000番地1）、野田、宇津野新田、寺尾、大杉新田、北田中、奥、五日町、泉、四十日、青木新田、一村尾、名木沢、今町、九日町、城山新田、思川（541番地1～3）	24人

（総代の選挙）

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は毎事業年度1回、3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面による議決)

第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面による議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、総代会の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

(議決の方法の特例等)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併並びに解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であっても、これを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を召集して総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で召集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第3章 役員

(役員の数)

第18条 この土地改良区の役員の数数は理事18人及び監事3人とする。

(役員選挙)

第19条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、役員選挙に關し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

(理事長)

第20条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第21条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第22条 この土地改良区の手務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第23条 監事は、少なくとも毎事業年度2回、この土地改良区の手務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第24条 役員任期は4年とし、総選挙により選挙された役員就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び法第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第25条 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

- 第26条 第4条第1項第1号アからエまでの事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、別表1から別表4に掲げる基準により地域ごとに地積割に賦課する。
- 2 第4条第1項第1号オから第9号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に掛る土地につき、地積割に賦課する。ただし、第1選挙区域については別表1、第3選挙区域については別表4の基準による。
- 3 前2項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための経費賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地につき、別表5に掲げる基準により地積割で賦課する。
- 4 土地改良事業施行のための調査（県営を含む。）に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより当該調査地区の土地につき地積割に賦課する。
- 5 前4項に係る土地の賦課金のうち賦課金総額が100円未満の賦課金については免除する。

(分担金)

第27条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき、県営塩沢北部地区ほ場整備事業、県営塩沢一日市地区経営体育成基盤整備事業、県営新外谷地区農地環境整備事業、県営六日町第1地区ため池等整備事業、県営六日町地区基幹水利施設補修事業、県営天野沢第1地区基幹水利施設ストックマネジメント事業、県営大巻・藪神地区基幹水利施設ストックマネジメント事業、県営西部幹線小栗山地区ため池等整備事業、県営大月地区経営体育成基盤整備事業、県営姥島地区かんがい排水事業、県営泉盛寺開田地区農地環境整備事業、県営天野沢地区かんがい排水事業「集積型」、県営吉里地区経営体育成基盤整備事業、県営中之島第1地区かんがい排水事業、県営上田地区第1地区かんがい排水事業の分担金を負担する。

- 2 前項の事業の分担金に充てるための賦課金は次のとおり賦課する。
- (1) 前項の県営姥島地区かんがい排水事業、県営中之島第1地区かんがい排水事業、県営上田地区第1地区かんがい排水事業の分担金に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、事業の施行に係る土地につき、別表1に定める基準により区域ごとに賦課する。
- (2) 前項の県営塩沢北部地区ほ場整備事業、県営塩沢一日市地区経営体育成基盤整備事業、県営新外谷地区農地環境整備事業、県営泉盛寺開田地区農地環境整備事業、県

営天野沢地区かんがい排水事業「集積型」、県営吉里地区経営体育成基盤整備事業の分担金に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき各地区ごとに地積割に賦課する。

(3) 前項の県営六日町第1地区ため池等整備事業から県営大月地区経営体育成基盤整備事業までの分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る田につき次に掲げる基準により、地域ごとに地積割に賦課する。

賦課区分	地域	賦課基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営六日町第1地区 ため池等整備事業 ・ 県営天野沢第1地区基幹水利 施設ストックマネジメント事業 ・ 県営六日町地区 基幹水利施設補修事業 ・ 県営西部幹線小栗山地区 ため池等整備事業 	美佐島（別表6に掲げる地域を除く） 余川（別表6に掲げる地域を除く） 欠之上（別表6に掲げる地域を除く） 川窪（別表6に掲げる地域を除く） 野田、宇津野新田、寺尾、大杉新田、 北田中、奥、五日町、泉、四十日、青 木新田、一村尾、今町、九日町、城山 新田 ただし、幹線水路の水を使用しない 地域は除く。	全額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営大巻・藪神地区基幹水利 施設ストックマネジメント事業 	大杉新田、青木新田、宇津野新田、 奥、泉、寺尾、五日町	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営大月地区 経営体育成基盤整備事業 	大月、東泉田、雲洞（字村中、礪石、 宮田の一部）、三郎丸（字桜林の一部）	

(賦課徴収の方法)

第28条 前2条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総代会で定める。

(特別徴収金)

第29条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において、当該返還すべき補助金等の額に沿うとする額を徴収する。

第29条の2 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、第27条第1項に規定されている事業に係る特別徴収金を負担する。

(督促)

第30条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第31条 第26条、第27条及び第29条の2の規定により賦課された賦課金につき、これを滞納し、または定期的に履行しない場合にはその滞納日数に応じて滞納額につき年14.6%の割合により計算した金額の延滞金、並びに督促状を発した場合には督促手数料200円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金または過怠金を南魚沼市が処分する場合には、更にその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(係及び委員会)

第32条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第33条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は10アールにつき金10,000円の範囲内において総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第34条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金においては、第31条の規定を準用する。

(基本財産)

第35条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては規約で定める。

3 この土地改良区は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるための資金を、前項の基本財産として積み立てるものとする。

(財産の分配の制限)

第36条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第37条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(事業年度)

第38条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第39条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第40条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附則（平成21年2月1日 新潟県農計第305号）

この定款は認可の日から施行する。

役員任期は、第1回役員選挙のみ平成24年8月末とする。

この変更定款は、平成21年6月3日より施行する。

(平成21年6月3日認可 新潟県南魚振農第287号)

この変更定款は、平成22年5月19日より施行する。

(平成22年5月19日認可 新潟県南魚振農第276号)

この変更定款は、平成23年4月15日より施行する。

(平成23年4月15日認可 新潟県南魚振農第154号)

この変更定款は、平成23年9月12日より施行する。

(平成23年9月12日認可 新潟県南魚振農第1032号)

この変更定款は、平成24年4月16日より施行する。

(平成24年4月16日認可 新潟県南魚振農第124号)

(平成25年9月9日認可 新潟県南魚振農第870号)

この変更定款は、平成26年5月14日より施行する。

(平成26年5月14日認可 新潟県南魚振農第285号)

この変更定款は、平成26年10月17日より施行する。

(平成26年10月17日認可 新潟県南魚振農第810号)

この変更定款は、平成27年5月26日より施行する。

(平成27年5月26日認可 新潟県南魚振農第244号)

この変更定款は、平成27年10月9日より施行する。
(平成27年10月9日認可 新潟県南魚振農第674号)
この変更定款は、平成28年4月14日より施行する。
(平成28年4月14日認可 新潟県南魚振農第77号)
この変更定款は、平成30年9月14日より施行する。
(平成30年9月14日認可 新潟県南魚振農第549号)
この変更定款は、平成31年4月15日より施行する。
(平成31年4月15日認可 新潟県南魚振農第65号)
この変更定款は、令和2年4月8日より施行する。
(令和2年4月8日認可 新潟県南魚振農第36号)
この変更定款は、令和3年4月8日より施行する。
(令和3年4月8日認可 新潟県南魚振農第16号)
この変更定款は、平成29年5月1日より施行する。
(平成29年5月1日認可 新潟県南魚振農第129号)
この変更定款は、平成29年9月15日より施行する。
(平成29年9月15日認可 新潟県南魚振農第502号)
この変更定款は、平成30年4月19日より施行する。
(平成30年4月19日認可 新潟県南魚振農第112号)
この変更定款は、令和3年8月30日より施行する。
(令和3年8月30日認可 新潟県南魚振農第383号)
この変更定款は、令和4年4月4日より施行する。
(令和4年4月4日認可 新潟県南魚振農第958号)
この変更定款は、令和4年8月30日より施行する。
(令和4年8月30日認可 新潟県南魚振農第599号)
この変更定款は、令和5年1月31日より施行する。
(令和5年1月31日認可 新潟県南魚振農第1214号)
この変更定款は、令和5年3月31日より施行する。
(令和5年3月31日認可 新潟県南魚振農第1524号)
この変更定款は、令和5年9月8日より施行する。
(令和5年9月8日認可 新潟県南魚振農第683号)
この変更定款は、令和6年4月12日より施行する。
(令和6年4月12日認可 新潟県南魚振農第164号)
この変更定款は、令和6年9月2日より施行する。
(令和6年9月2日認可 新潟県南魚振農第748号)
この変更定款は、令和7年3月28日より施行する。
(令和7年3月28日認可 新潟県南魚振農第1430号)
この変更定款は、令和7年9月3日より施行する。
(令和7年9月3日認可 新潟県南魚振農第723号)
この変更定款は、令和8年4月14日より施行する。
(令和8年4月14日認可 新潟県南魚振農第81号)

別表 1

定款第26条第1項から第2項及び第27条第2項の賦課基準は次の通りとする。(第1選挙区域)

定 款	種 類	賦 課 区 域	賦課方法	賦課単価 基準率 %	備 考
第4条1号ア 及びオ	東部共通維持管理費	中之島施行地(一之沢地区を除く)、上田施行地 中之島未施行地、上田未施行地	地積割	施100 未50	
		中之島施行地、中之島未施行地	地積割	施100 未50	
第4条1号イ	各地区別維持管理	上田施行地内の各地区、カニ沢	地区別 地積割	100	維持管理費
		舞子	地区別 地積割	田100 畑50	
第4条第1項第2号 11号、12号	かんぱい事業	中之島施行地(一之沢地区、坊坂を除く)	地積割	100	事業費 (償還金)
		事業施行の各受益地	地区別 地積割	100	
		中之島施行地(一之沢地区を除く)、上田施行地 中之島未施行地、上田未施行地	地積割	施100 未50	
		上田施行地内のうち塩沢地区、台上地区	地積割	100	
		上田施行地内のうち高棚地区、高棚第二地区	地積割	100	
		舞子	地区別 地積割	田100 畑50	
第27条第2項 (県営事業分担金)	上記以外のかんぱい事業	中之島施行地、上田施行地	地積割	施100	

定義

別表 1 の賦課基準表に用いる施行地、未施行地等の用語区分は次によるものとする。

中之島地域 (登川左岸)	中之島施行地	県営ほ場整備事業	塩沢 1 期・塩沢 2 期地区、万条地区で区画整理した田
		県営ほ場整備事業	万条新田地区、小松沢地区で区画整理した田
上田地域 (登川右岸)	上田施行地	非補助ほ場整備事業	坊坂地区で区画整理した田畑
		県営ほ場整備事業	一之沢地区の事業施行区域の田
		大原・五丁歩地域の開拓地改良事業により用水受益のある田畑	
		中之島施行地、舞子地区を除く田	
上田地域 (登川右岸)	上田未施行地	県営総合農地開発事業	塩沢地区で区画整理した田畑
		団体営ほ場整備事業	上田地区、高棚地区、高棚第二地区、高棚第三地区で区画整理した田畑
		県営ほ場整備事業	台上地区で区画整理した田
		山振ほ場整備事業	カニ沢地区の事業施行区域内の田畑
		上田施行地、カニ沢地区を除く田	

別表 3

定款第26条第1項の賦課基準は次の通りとする。(定款4条第1項第1号ウ関係)

施設名	地域	賦課基準
仁田川蕪甲及び細越水頭水機揚場	仁田川蕪甲及びひ細越水頭水系地域	地積割
県営ほ場整備事業により造成されたかんがい施設及び排水施設	県営塩沢西山地区ほ場整備事業施行地	地積割
県営ほ場整備事業により造成されたかんがい施設及び排水施設	県営塩沢北部地区ほ場整備事業施行地	地積割
県営ほ場整備事業により造成されたかんがい施設及び排水施設	県営城之入川地区ほ場整備事業施行地	地積割
団体営かんがい排水事業により造成されたかんがい施設	大江用水地域	地積割

別表 4

定款第26条第1項の賦課基準は次の通りとする。(定款4条第1項第1号エ関係)

施設名	地域	賦課基準
魚野川頭首工から引水するかんがい排水施設	美佐島(別表6に掲げる地域を除く)、余川(別表6に掲げる地域を除く)、欠之上(別表6に掲げる地域を除く)、川窪(別表6に掲げる地域を除く)、野田、宇津野新田、寺尾、大杉新田、北田中、奥、五日町、泉、四十日、青木新田、一村尾、今町、九日町、城山新田ただし、幹線水路の水を使用しない地域は除く。欠之上地域揚水施設、野田地域揚水施設、城山新田揚水施設にかかる電気料は各地域とする。	地積割
魚野川(宇津野揚水機場)、古川、吹木沢、寺沢川から引水するかんがい排水施設	大杉新田、青木新田、宇津野新田、奥、泉、寺尾、五日町の受益に係る区域	地積割
久瀬川、四十日川、庄之又川から引水するかんがい排水施設	川窪、野田、北田中、四十日の受益にかかる区域	地積割
魚野川から引水するかんがい排水施設	別表6に掲げる地域のうち ①南魚沼市東泉田の受益にかかる区域 ②南魚沼市大月の受益にかかる区域 ③南魚沼市西泉田の受益にかかる区域	地積割
魚野川頭首工、平手川から引水するかんがい排水施設	河原崎駅西地区	地積割
城ノ入川、伊田川、鎌倉沢川から引水するかんがい排水施設	大江用水地区	地積割

別表 5

定款第26条第3項の賦課基準は次の通りとする。

区	分	賦課単価基準率
施行地	田	100%
施行地	田(山地)	80%
施行地	畑	50%
未施行地	田	50%
未施行地	田(都市計画区域)	25%
未施行地	田(山地)	20%を超えない範囲

別表 6

地	域
美佐島(別表6-1に掲げる地域)、余川(別表6-1に掲げる地域)、川窪(別表6-1に掲げる地域)、川之上(別表6-1に掲げる地域)、六日町、小栗山、八幡、東泉田、坂戸、君帰、西泉田(1141番地、1143番地、1154番地、1155番地を除く全筆)、大月(142番地6を除く全筆)、雲洞(別表9に掲げる地域)三郎丸(997番地1~3、998番地1、1000番地1)	

別表 6-1

市町村	大字	字
南魚沼市	美佐島	日焼田、沢田、上島、前島、向ヒ、久白、道東
	余川	山之根通、馬場詰、金屋道上、藤塚、大谷地、江端、砂田、余川沢、猪ノ尻、木之目坂、飯綱山、中道
	川窪	中島、上沖、前田、沢田、窪
	欠之上	一ノ坂、幅下、川原田、萱場、下道下、中道下、上道下、尻田、十二田、坂下、欠之上、上ノ山、日陰、油田

別表 7

市町村名	地	域
南魚沼市	中子新田甲、中子新田乙、大木六新田、小木六、大里、小杉新田、中野、八竜新田、大木六、吉山新田、徳田新田、仙石、舞子、万条新田、丸池新田、五郎丸、姥島新田、小松沢、瀧谷、一之沢、雲洞、枝吉、三郎丸、早川、長崎、姥沢新田、台上、清水	

別表 8

市町村名	地	域
南魚沼市	塩沢、目来田、中、樺野沢新田、樺野沢、天野沢、泉盛寺、栃窪、吉里、思川、片田、竹俣、竹俣新田、島新田、上十日町、石打、関上野、宮野下、上一日市、下一日市、君沢、大沢、南田中	

別表 9

市町村名	大字	地	番
南魚沼市	上一日市	132-3、133-1、133-2、133-3、135、136、137、138、143	
	関	1409、1410、1411、1412、1416、1417-1、1418、1419、1420-1、1420-3、1420-4、1425、1428、1429-1、1429-2、1429-4、1429-5、1430-1、1432、1434、1435-1、1435-2、1534-1、1534-2、1535-1、1535-2、1536-1、1536-2、1537-1、1537-3、1539-1、1539-3、1559-1、1560-1、1562-1、1562-4	
	雲洞	293-3、293-4、293-5、294-2、304-7、307-1、307-3、308、309-1、309-2、310-1~310-4、311、364-2、365-2、366-2、366-3、397-2、399-2~399-5、400、401、403-1、404-1、405-1、406-1、406-2、407-1~407-3、408-2、409-1、409-2、409-5、410-1、410-3、411-2、411-3、412-2、412-3	

南魚沼土地改良区役員選挙規程

(定款附属書)

南魚沼土地改良区役員選挙規程 (定款附属書)

(役員の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、役員_の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
- 二 法人
- 三 未成年者
- 四 破産者で復権のできない者
- 五 拘禁以上の刑に処せられた者で、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

(役員_の選挙)

第2条 役員は、各被選挙区につき、その区域に所属する組合員のうちから選挙するものとする。

2 前項の規定による役員_の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員_の定数は次のとおりとする。

被選挙区	被 選 挙 区 域	定 数	
		理事	監事
第1被選挙区	南魚沼市 中子新田甲、大木六新田、中野、舞子、五郎丸、徳田新田、丸池新田、中子新田乙、万条新田、姥島新田、関（定款別表9に掲げる地域）、上一日市（定款別表9に掲げる地域）、石打（2443番地、2445番地、2449番地）、大里、小木六、八竜新田、上十日町（715番地2、719番地、721番地、723番地2、724番地1、724番地）、小杉新田、大木六、吉山新田、仙石、小松沢、滝谷、一之沢、台上、清水、姥沢新田、長崎、枝吉、早川、三郎丸（第3被選挙区に属する地域を除く）雲洞（第3被選挙区に属する地域を除く）大月（142番地6）	6人	1人
第2被選挙区	南魚沼市 塩沢、中、目来田、樺野沢、樺野沢新田、天野沢、泉盛寺、栃窪、吉里、思川（第3被選挙区に属する地域を除く）、片田、竹俣、竹俣新田、島新田、上十日町（第1被選挙区に属する地域を除く）、西泉田（1141番地、1143番地、1154番地、1155番地）、石打（第1被選挙区に属する地域を除く）、関（第1被選挙区に属する地域を除く）	6人	1人

	、上野、宮野下、上一日市（第1被選挙区に属する地域を除く）、下一日市、君沢、大沢、南田中		
第3被選挙区	南魚沼市 美佐島、余川、川窪、欠之上、六日町、小栗山、坂戸、八幡、君帰、西泉田（第2被選挙区に属する地域を除く）、東泉田、大月（第1被選挙区に属する地域を除く）、三郎丸（997番地1～3、998番地1、1000番地1）、野田、宇津野新田、寺尾、青木新田、四十日、奥、大杉新田、北田中、五日町、泉、一村尾、城山新田、今町、九日町、名木沢、思川（541番地1～3）、雲洞（別表9に掲げる地域）	6人	1人

3 組合員である被選挙人の所属の被選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選挙区にあるときは、当該被選挙人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地になる。

（選挙の時期）

第3条 役員の任期満了による総選挙は、その任期満了の前日60日から10日までに、その他の選挙にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

（選挙の通知及び公告）

第4条 選挙の期日はその期日から5日前までに書面をもって総代に通知し、かつ公告するものとする。

2 前項の通知及び公告には、投票開始の時刻、投票所、開票所、選挙する理事又は監事の数（被選挙区ごとのそれぞれの数。以下同じ。）及び投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数を記載するものとする。

（選挙の管理等）

第5条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て総代の中からそれぞれこれを指名するものとする。

2 選挙管理者は、開票管理者を兼ねることができる。

第6条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第8条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会いの上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

第7条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作って投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引渡さなければならない。

第8条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聞いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 第5条第2項の場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

第9条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙にかかる役員の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

第10条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により本人の承諾を得て総代の中から各2人を指名するものとする。

2 選挙立会人は、開票立会人を兼ねることができる。

3 役員の候補者は、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人となることができない。

(選挙の制限)

第11条 選挙は、総代の半数以上が出席しなければこれを行うことができない。

(投票)

第12条 投票は、選挙の当日、総代自ら総代名簿との対照を経て、投票用紙に理事又は監事の候補者の氏名を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において総代に交付する。

3 投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数1人とする。

4 第4条の規定により公告した投票開始の時刻に総代会に出席していない者は、投票することができない。

第13条 投票の拒否は、投票立会人の意見をきいて、投票管理者が決定するものとする。
(書面による選挙権の行使)

第14条 総代は、書面をもって選挙権を行使するときは、選挙期日の前日までに投票管理者に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

2 投票管理者は、前項の請求があったときには、速やかに投票用紙を交付する。

3 総代は、前項で交付された投票用紙に候補者の氏名を自書し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、選挙期日の前日までに投票管理者に提出する。

4 投票管理者は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を選挙期日まで誠実に保管しなければならない。

(投票の無効)

第15条 次の各号に掲げる投票は無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 理事又は監事の候補者の氏名の外、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

三 理事又は監事の候補者以外の者の氏名を記載したもの

- 四 被選挙権のない理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの
- 五 理事又は監事の候補者の氏名を自書しないもの
- 六 理事又は監事の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- 七 被選挙区に記載すべき数を上回る数の理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの
- 八 当該被選挙区に所属しない理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの
- 九 書面による投票で投票用封筒の所定の欄に署名が無いもの。また、選挙期日の前日までに投票管理者に提出されないもの

(候補者の立候補等の届出)

第16条 組合員でなければ、役員に立候補し、又は役員の候補者を推薦することができない。

- 2 役員に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から選挙の期日の3日前までの間に、その旨を書面での土地改良区に届け出なければならない。
- 3 役員の候補者を推薦するには、組合員10人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内にその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 4 この土地改良区は、役員の候補者となった者の住所、氏名、所属被選挙区名、理事又は監事の別及び立候補又は被推薦の別を、選挙の期日の前日までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。
- 5 役員の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 6 第4項の公告のあった日以降において前項の届出があったとき、又は役員の候補者が死亡し、若しくは第18条の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第17条 その所属する被選挙区からでなければ役員に立候補し、又は役員の候補者に推薦されることができない。

- 2 理事の候補者となった者は、同時に監事の立候補者となることができず、監事の候補者となった者は、同時に理事の候補者となることができない。
- 3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、役員の候補者となることができない。

(立候補の辞退とみなされる場合)

第18条 役員の候補者が前条第3項の規定により役員の候補者となることができない者となったときは、役員の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

第19条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙すべき理事または監事の数で有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票数がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

第20条 理事若しくは監事の候補者の数がその選挙において選挙すべき理事若しくは監事の数をこえないとき、又はこえなくなったときは、投票を行わない。

2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該役員の候補者をもって当選人と定めなければならない。

3 前項の場合において、当該役員の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見をきいて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第21条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する被選挙区を移動したときは、当選を失う。

(当選の公告)

第22条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人の当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名、所属被選挙区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届け出がないときは、当選人はその当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第23条 当選人の数がその選挙において選挙すべき理事又は監事の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第19条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前条の規定により当選人が定まった場合には、前項の規定を準用する。

(当選人の確定及び役員の就任)

第24条 選挙管理者は、第22条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の期間満了の日の翌日当選人の住所、氏名、所属被選挙区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があったとき、役員に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任役員の任期満了後における第25条の規定による当選、第26条の規定による当選及び第28条の規定による選挙並びに法第29条の3の規定による改選、法第29条の4の規定による選挙及び法第134条第2項の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選の取消の場合の措置)

第25条 法第136条の規定により当選の取消があったときは、理事長は、直ちに第19条の例により当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第21条から前条までの規定を準用す

る。

(再選挙)

第26条 第19条から第23条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき理事又は監事の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは当選の取消の場合（前条の規定により当選人を定めることができることを除く）（補欠選挙の繰上補充）

第27条 選挙後1年以内に役員欠員が生じた場合において、第19条第1項の規定に適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第19条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第21条から第24条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第28条 役員の一部が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めることができることを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、次の総代会まで補欠選挙を行わないことができる。

(総選挙)

第29条 理事及びその当選人又は監事及びその当選人のすべてがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

附 則

1. この規程は、平成21年2月1日より施行する。
この規程は、令和2年4月8日より施行する。
この規程は、令和3年8月30日より施行する。
この規程は、令和4年4月4日より施行する。
この規程は、令和7年8月22日より施行する。
この規程は、令和7年8月23日より施行する。
この規程は、令和8年3月19日より施行する。

南魚沼土地改良区総代選挙規程

(定款附属書)

南魚沼土地改良区総代選挙規程 (定款附属書)

(総代の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
- 二 未成年者
- 三 拘禁以上の刑に処せられた者で、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

(選挙区等)

第2条 総代の選挙は、選挙区ごとに行うものとする。

2 総代の被選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

被選挙区	被 選 挙 区 域	定 数
第1被選挙区	南魚沼市 中子新田甲、大木六新田、中野、舞子、五郎丸、徳田新田、丸池新田、中子新田乙、万条新田、姥島新田、関（定款別表9に掲げる地域）、上一日市（定款別表9に掲げる地域）、石打（2443番地、2445番地、2449番地）、大里、小木六、八竜新田、上十日町（715番地2、719番地、721番地、723番地2、724番地1、724番地）、小杉新田、大木六、吉山新田、仙石、小松沢、滝谷、一之沢、台上、清水、姥沢新田、長崎、枝吉、早川、三郎丸（第3被選挙区に属する地域を除く）雲洞（第3被選挙区に属する地域を除く）大月（142番地6）	25人
第2被選挙区	南魚沼市 塩沢、中、目来田、樺野沢、樺野沢新田、天野沢、泉盛寺、栃窪、吉里、思川（第3被選挙区に属する地域を除く）、片田、竹俣、竹俣新田、島新田、上十日町（第1被選挙区に属する地域を除く）、西泉田（1141番地、1143番地、1154番地、1155番地）、石打（第1被選挙区に属する地域を除く）、関（第1被選挙区に属する地域を除く）、上野、宮野下、上一日市（第1被選挙区に属する地域を除く）、下一日市、君沢、大沢、南田中	21人

第3被選挙区	南魚沼市 美佐島、余川、川窪、欠之上、六日町、小栗山、坂戸、八幡、君帰、西泉田（第2被選挙区に属する地域を除く）、東泉田、大月（第1被選挙区に属する地域を除く）、三郎丸（997番地1～3、998番地1、1000番地1）、野田、宇津野新田、寺尾、青木新田、四十日、奥、大杉新田、北田中、五日町、泉、一村尾、城山新田、今町、九日町、名木沢、思川（541番地1～3）、雲洞（別表9に掲げる地域）	24人
--------	--	-----

3 選挙人の所属の選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在による。この場合において、その選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の選挙区にあるときは、当該選挙人が指定して土地改良区に届け出た土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

（選挙の時期）

第3条 総代の任期満了による総選挙は、その任期満了の前日60日から10日までに、その他の選挙にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

（選挙の公告）

第4条 選挙の期日はその期日から5日前までに公告するものとする。

2 前項の公告には、投票開始の時刻、投票終了の時刻、各選挙区ごとに選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数を記載するものとする。

（投票区等）

第5条 この土地改良区は、必要があると認めるときは、選挙区を分けて数投票区を設けることができる。

2 投票区ごとに一投票所を置く。

3 第1項の規定により数投票区を設けたときは、前条の公告にその旨を記載するものとする。

（選挙管理者等）

第6条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中からそれぞれこれを指名するものとする。

2 前項の投票管理者及び開票管理者は、選挙区ごと（前条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票管理者にあつては投票区ごと）に指名するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、これらの者を指名することを要しない。

3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、相兼ねることができる

（選挙管理者の職務）

第7条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会いの上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は

記名押印しなければならない。

(投票管理者の職務)

第8条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作つて投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引渡さなければならない。

3 選挙管理者が投票管理者を兼ねる場合には、投票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(開票管理者の職務)

第9条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聞いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作つて開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 選挙管理者が開票管理者を兼ねる場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(選挙録等の保存)

第10条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙にかかる総代の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

(選挙立会人等)

第11条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中から各2人（投票立会人及び開票立会人にあつては、選挙区ごと（第5条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票立会人にあつては投票区ごと）に各2人）を指名するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、投票立会人及び開票立会人を指名することを要しない。

2 選挙立会人は、投票立会人及び開票立会人は、相兼ねることができる。

(投票)

第12条 投票は、選挙の当日、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て投票用紙に総代の候補者の氏名（法人にあつては、その名称。以下同じ。）を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において組合員に交付する。

3 投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、1人とする。

4 投票開始の時刻は午前7時とし、投票終了の時刻は午後5時とする。

5 午後5時までに投票所に到着していない者は、投票することができない。

(投票の拒否)

第13条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定するものとする。

(開票)

第14条 開票所は、この土地改良区の事務所又は開票管理者の指定する場所に設ける。

2 開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

(無効投票)

第15条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

三 当該選挙区の総代の候補者以外の者の氏名を記載したもの

四 被選挙権のない者の氏名を記載したもの

五 総代の候補者の氏名を自書しないもの

六 総代の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

七 1票中に2人以上の総代の候補者の氏名を記載したもの

八 当該被選挙区に所属しない総代の候補者の氏名を記載したもの

(候補者の立候補等の届出)

第16条 当該選挙区の選挙権を有する組合員でなければ、当該選挙区において総代の候補者となり、又は総代の候補者を推薦することができない。

2 総代に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあつた日から2日間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。

3 総代の候補者を推薦するには、組合員10人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内にその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

4 この土地改良区は、総代の候補者となつた者の住所、氏名、所属選挙区名および立候補又は被推薦の別並びに投票所及び開票所を選挙の期日の3日前までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、当該公告に代えて、第21条第1項の公告を行うものとする。

5 総代の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

6 第4項の公告のあつた日以降において前項の届出があつたとき、又は総代の候補者が死亡し、若しくは第17条第2項の規定に該当するに至つたことを知つたときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第17条 選挙管理者、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、その関係区域内において総代の候補者となることができない。

2 総代の候補者が前項の規定により総代の候補者となることができない者となったときは、総代の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

第18条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙区ごとに、選挙すべき総代の数で有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票数がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

第19条 総代の候補者の数その選挙において選挙すべき総代の数をこえないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。

2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該総代の候補者をもって当選人と定めなければならない。

3 前項の場合において、当該総代の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第20条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する選挙区を異動したときは、当選を失う。

(当選の公告)

第21条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人の当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届け出がないときは、当選人はその当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第22条 当選人の数がその選挙において選挙すべき総代の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第18条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選人の確定及び総代の就任)

第23条 選挙管理者は、第21条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があったとき、総代に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任総代の任期満了後における第24条の規定による当選、第25条の規定による当選及び第27条の規定による選挙並びに土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する第29条の3の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任総代の任期満了前であるときは、その任期満了の日

の翌日に就任するものとする。

(当選の取消の場合の措置)

第24条 法第136条の規定により当選の取消があったときは、理事長は、直ちに第18条の例により当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第20条から前条までの規定を準用する。

(再選挙)

第25条 第18条から第22条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは当選の取消の場合（前条の規定により当選人を定めることができるときを除く）にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠選挙の繰上補充)

第26条 選挙後1箇年以内に総代の欠員が生じた場合において、第18条第1項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第18条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第20条から第23条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第27条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の6分の1以内であるとき、（総代の定数が2人以上6人未満である選挙区にあつては、欠員数が1人であるとき）又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前6月以内であるとき（総代の数が当該土地改良区の総代の定数の3分の2に達しなくなったときを除く。）は、補欠選挙を行わないことができる。

(総選挙)

第28条 総代及びその当選人の全てがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

附 則

1. この規程は、令和2年4月8日より施行する。

この規程は、令和3年8月30日より施行する。

この規程は、令和4年4月4日より施行する。

この規程は、令和7年8月22日より施行する。